

情報及びドキュメンテーションー 記録管理ー基本概念及び用語

JIS X 30300: 2023

(ISO 30300: 2020)

(JSA)

令和5年5月22日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

X 30300 : 2023 (ISO 30300 : 2020)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

		氏	名		所属
(委員会長)	渡	邊		創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安	形		輝	亜細亜大学
	石	井	正	悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊	藤	雅	樹	株式会社日立製作所
	菊	Ш	裕	幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺	田	真	敏	東京電機大学
	中	上	直	子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲	谷	文	雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福	田	昭	_	富士通株式会社
	山	П	大	輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:令和 5.5.22

担 当 部 署:経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官報掲載日:令和5.5.22

認定産業標準作成機関:一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者:一般社団法人情報科学技術協会

(〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14 日本図書館協会会館)

審 議 委 員 会:情報分野産業標準作成委員会(委員会長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ペーシ
0	序文
0.1	一般
0.2	背景
0.3	この規格の用語及び定義を適用する方法····································
1	適用範囲
2	引用規格
3	用語及び定義
3.1	組織の概念に関する用語
3.2	記録の概念に関する用語 ····································
3.3	評価の概念に関する用語 ····································
3.4	記録管理及び記録プロセスの概念に関する用語
3.5	記録統制の概念に関する用語
3.6	システム及び記録システムの概念に関する用語
附加	禹書 A (参考)概念図
参	考文献····································
用語	吾索引(五十音順) ········· 18
用詞	吾索引(アルファベット順)
解	説····································

X 30300 : 2023 (ISO 30300 : 2020)

まえがき

この規格は,産業標準化法第14条第1項の規定に基づき,認定産業標準作成機関である一般財団法人 日本規格協会 (JSA) から,産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり,経済産業 大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS

X 30300 : 2023

(ISO 30300: 2020)

情報及びドキュメンテーションー記録管理ー 基本概念及び用語

Information and documentation—Records management—
Core concepts and vocabulary

0 序文

0.1 一般

この規格は、2020年に第2版として発行された **ISO 30300** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

語彙は、"一つ以上の領域又は主題からの指称及び定義を含む用語辞典"である(ISO 1087:2019 の 3.7.5 を参照)。この規格は、記録管理の主題分野の語彙を提供する。それは、ISO/TC 46(情報及びドキュメンテーション)/SC 11(アーカイブズ・記録管理)が開発する規格の中で記録管理領域についての共通理解を得るために、基本概念を定義する。

明確で一貫性のある体系立った規格には、明確で一貫性のある体系立った用語集が必要である。この規格は、用語規格を作成するため ISO/TC 37 ¹⁾が提供する規則及び指針に適合している。用語作業に精通していない読者は、ISO 704 を理解することが有益である。

注¹⁾ ISO/TC 37 (言語及び用語)

この規格は、ISO/TC 46/SC 11 の規格開発者に、記録管理領域で使用される概念に関連する適切な定義を提供することを意図している。また、この規格は、一貫性のある用語及び定義によって表される記録管理概念を明確に理解するために、規格使用者及び任意の利害関係者によって使用されることが期待される。

この規格の用語及び定義は、一つの概念システム内で開発されている。概念は、特性の固有な組合せによって生み出される知識の単位である。概念は、相互の関連性に従って概念システムの中で編成される。概念システムは、概念図によってグラフィカルに表現される。ある特定領域の概念は、用語で表される。概念は、必ずしも特定の言語を用いなければならないわけではない。しかし、それらは、社会的又は文化的背景の影響を受け、異なるカテゴリーになることがしばしばある。この規格は、ISO/TC 46/SC 11 が開発する規格で使用されている記録管理に関する基本概念と、それに関わる概念間の関係を附属書 A の基本概念図に示すことで、言語及び文化的慣習を越えた一貫した理解を促進するものである。記録管理の分野で特定され、附属書 A の各図で表現された概念は、箇条 3 において概念図によってグループ化して記載している。図 1 に、附属書 A 及び箇条 3 の両方の細分箇条を含めた概略図を示す。